

平成 18 年第 1 回土別市議会臨時会会議録

平成 18 年 1 月 23 日 (月)

午後 2 時 30 分 開会

午後 3 時 16 分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 1 号 土別市過疎地域自立促進市町村計画について

日程第 3 議案第 2 号 平成 17 年度土別市一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第 4 陳情第 2 号 住民税の引き下げを求める陳情について (民生福祉常任委員長結果報告)

陳情第 3 号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情について

(民生福祉常任委員長結果報告)

陳情第 4 号 介護保険料の引き下げを求める陳情について

(民生福祉常任委員長結果報告)

日程追加 緊急質問 土別 6 小中学校、シックハウス物質濃度測定について

閉会宣告

出席議員 (30 名)

1 番	田村明光君	2 番	粥川章君
4 番	岡崎治夫君	5 番	柿崎由美子君
6 番	池田亨君	7 番	早川龍男君
8 番	谷口隆徳君	9 番	川崎毅君
10 番	小池浩美君	11 番	秋山武四郎君
12 番	山居忠彰君	13 番	坂本勝己君
14 番	小貫勝太郎君	16 番	山田道行君
17 番	熊田庄一君	18 番	安藤康夫君
19 番	寺下亘君	20 番	遠山昭二君
21 番	岡田久俊君	22 番	齋藤敏一君
23 番	長南尚君	24 番	阿部豊吉君
25 番	近藤礼次郎君	26 番	菅原清一郎君
27 番	穴井芳明君	28 番	斉藤昇君
29 番	田宮正秋君	30 番	中村稔君
副議長 31 番	牧野勇司君	議長 32 番	西尾寿之君

欠席議員（2名）

3番 神田 壽昭 君

15番 富長 俊麿 君

出席説明員

市長 田 苅子 進 君 助 役 相 山 慎 二 君

助 役 瀧 上 敬 司 君 総務部長(併)
選挙管理委員会
事務局 長 吉 田 博 行 君

市民部長 安 川 登志男 君 保健福祉部長 杉 本 正 人 君

経済部長 佐々木 幸 二 君 建設水道部長 遠 藤 惠 男 君

朝日総合支所長 城 守 正 廣 君 総務課長(併)
選挙管理委員会
選挙課 長 石 川 誠 君

財政課長 三 好 信 之 君

市立土別総合
病院事務局長 藤 森 和 明 君

教育委員会
教 育 長 朝 日 保 君 教育委員会
教 育 部 長 佐々木 文 和 君

農業委員会会長 松 川 英 一 君 農業委員会
事 務 局 長 石 川 通 広 君

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君 監 査 委 員
事 務 局 長 横 山 日 出 夫 君

事務局出席者

議会事務局長 辻 本 幸 慈 君 議会事務局参事 岡 田 成 治 君

議会事務局
総務課長 藤 田 功 君 議会事務局
総務課主幹 近 藤 康 弘 君

議会事務局
総務課主査 浅 利 知 充 君 議会事務局
総務課主事 岩 端 聖 子 君

(午後2時30分 開会)

議長(西尾寿之君) 平成18年第1回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は30名であります。定足数を超過しておりますので、議会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(西尾寿之君) 本臨時会の会議録署名議員には、14番 小貫勝太郎議員、16番 山田道行議員、18番 安藤康夫議員を指名いたします。

議長(西尾寿之君) ここで諸般の報告を事務局長からいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

はじめに、議員の欠席についてであります。3番 神田壽昭議員、15番 富長俊麿議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第1号 土別市過疎地域自立促進市町村計画について

議案第2号 平成17年度土別市一般会計補正予算(第2号)

2. 常任委員長から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

陳情第2号 住民税の引き下げを求める陳情について(民生福祉常任委員会)

陳情第3号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情について(民生福祉常任委員会)

陳情第4号 介護保険料の引き下げを求める陳情について(民生福祉常任委員会)

3. 議長が承認した委員派遣承認要求は次のとおりである。

(1) 議会広報特別委員会

イ. 日 時 平成18年2月9日、10日

ロ. 場 所 砂川市・北広島市

ハ. 目 的 議会広報について(調査)

ニ. 経 費 議会費予算の範囲内

ホ. 派遣委員 小池浩美委員長、柿崎由美子副委員長、秋山武四郎委員、岡崎治夫委員、川崎 毅委員、山田道行委員

4. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
17.12.16	市町村合併推進を強制しないことに関する意見書について	17.12.16	北海道知事
"	平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見書について	"	内閣総理大臣 外務大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 環境大臣 林野庁長官
"	国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書について	"	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣
"	国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書について	"	北海道知事
"	「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書について	"	内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣 (金融・経済財政政策) 衆議院議長 参議院議長
"	議会制度改革の早期実現に関する意見書について	"	内閣総理大臣 総務大臣 衆議院議長 参議院議長

5. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	田 苅 子 進	助 役	相 山 愼 二
助 役	瀧 上 敬 司	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	吉 田 博 行
市民部長	安 川 登志男	保健福祉部長	杉 本 正 人
経済部長	佐々木 幸 二	建設水道部長	遠 藤 恵 男
朝日総合支所長	城 守 正 廣	市立土別総合 病院事務局長	藤 森 和 明
企画振興室長 兼企画課長	鈴 木 久 典	市民部次長兼 環境生活課長	有 馬 芳 孝

保健福祉部次長 兼福祉課長	宮 沢 勝 己	コスモス苑所長兼 コスモスデイサービス センター所長	岡 本 利 紀
経済部次長兼 農林振興課長	相 山 佳 則	建設水道部次長 兼管理課長	稲 澤 要
朝日総合支所次長 兼経済建設課長	大 内 孝 司	市立土別総合 病院事務局次長 兼総務課長	谷 口 春 三
総務部参事	林 浩 二	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	石 川 誠
財政課長	三 好 信 之	市民課長	池 田 文 紀
税務課長	伊 藤 暁	介護保険課長兼 在宅介護支援センター きぼう所長	西 崎 貞 一
児童家庭課長	上 野 暉	保健福祉 センター所長	岡 強 志
桜丘荘所長兼 桜丘デイサービス センター所長	神 田 裕 教	商工労働観光課長	織 田 勝
建築課長	土 岐 浩 二	土木課長	上 西 康 友
施設維持 センター所長	野 口 和 幸	上下水道課長	富 田 強
地域振興課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	川 越 一 男	住民生活課長	深 川 雅 宏
保健福祉課長	川 村 慶 輔	市立土別総合病院 医事課長	山 本 良 文
教育委員会 委員長	佐々木 正 雄	教育委員会委員長 職務代理者	穴 田 一 男
教育委員会 教育長	朝 日 保	教育委員会 教育部長	佐々木 文 和

教育委員会
教育部次長兼
学校教育課長

辻 正 信

教育委員会
教育部次長兼
生涯学習課長兼
生涯学習情報センター所長

鈴木 隆 夫

教育委員会
教育部次長兼
地域教育課長兼
朝日町学校給食センター所長兼
朝日山村研修センター所長
兼朝日農業者
トレーニングセンター館長

林 広 志

農業委員会会長

松 川 英 一

農業委員会会長
職務代理者

丹 治 行 夫

農 業 委 員 会
事 務 局 長

石 川 通 広

農 業 委 員 会
総 務 課 長

齊 藤 春 茂

農 業 委 員 会
総 務 課 参 事

田 中 敏 宏

監 査 委 員

三 原 紘 隆

監査委員事務局長

横 山 日 出 夫

6. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長

辻 本 幸 慈

議会事務局参事

岡 田 成 治

議会事務局
総務課長

藤 田 功

議会事務局
総務課主幹

近 藤 康 弘

議会事務局
総務課主査

浅 利 知 充

議会事務局
総務課主事

岩 端 聖 子

議長（西尾寿之君） それではこれより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第2、議案第1号 士別市過疎地域自立促進市町村計画についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君） （登壇） ただいま議題となりました議案第1号 士別市過疎地域自立促進市町村計画について、その概要を御説明申し上げます。

本計画につきましては、旧士別市及び旧朝日町において、平成17年度から平成21年度までの後期5カ年間の計画を策定し、平成16年12月定例議会でそれぞれ議決を得ておりますが、平成

17年9月1日に両市町が合併したことにより、新市として、後期5ヵ年間の過疎自立促進市町村計画を新たに策定しなければならないことから、本計画案について議決を求めるものであります。

計画の概要につきましては、自立促進の基本的事項、産業の振興、交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備、その他地域の自立促進に関する必要な事項の合わせて10項目により構成され、これらの各分野について総合的かつ計画的な対策を実施することにより、地域の自立促進を目指すものであります。各項目の事業計画につきましては、各部局の調整及び関係機関等との協議を重ねるとともに、国の後期過疎地域自立促進計画等の策定方針をはじめ、合併前における両市町の後期過疎地域自立促進市町村計画や合併にあたっての新市建設計画との整合性を図りながら策定したところであります。計画期間の後期5ヵ年事業計画における概算事業費は、218億4,052万6,000円を計上したところでありますが、過疎地域に指定されることにより、過疎対策事業債の活用をはじめ税制上の優遇措置などの支援措置が講じられるものであります。

なお、計画の策定にあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項に規定されております北海道との協議につきましては、昨年10月から取り進めてきたところであり、去る1月13日をもって、所要の協議を終了いたしました次第であります。

以上、概要を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)
議長(西尾寿之君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長(西尾寿之君) 次に、日程第3、議案第2号 平成17年度士別市一般会計補正予算(第2号)を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長(田苺子 進君) (登壇) 只今議題となりました議案第2号 平成17年度士別市一般会計補正予算(第2号)について、その内容を御説明申し上げます。

今回、歳出予算に追加いたしますのは、原油価格の上昇に伴う灯油価格の高騰により、低所得世帯に与える影響が著しいため、士別市社会福祉協議会が決定をした平成17年度歳末助けあい慰問金支給対象の要保護世帯のうち、社会福祉施設入所者及び生活保護世帯を除く104世帯を支給対象とし、一世帯あたり200リットルの灯油を支給するため、所要の経費142万4,000円を追加計上いたしました。支給の方法につきましては灯油券による現物支給とし、民生委員を通じて対象世帯に交付を行うものであり、所要量のうち3,000リットルは士別灯油部会からの寄付を充当するものであります。なお、これに要します財源といたしましては、道補助金及び特別交付税をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、朝日地区の酪農家が経営改善を図るため、平成5

年度から 9 年度に借り入れした大家畜経営活性化資金の利子の一部について助成をいたしておりますが、対象酪農家が新たに低利の資金に借り換えることに伴い、所要の措置を講じるものであります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。
(降壇)

議長(西尾寿之君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

小池浩美議員。

10 番(小池浩美君) 2、3 お聞きします。まず、ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんが、灯油の価格はいくらで計算されているのかなということと、それから対象の 104 世帯。これは社会福祉協議会が行っている歳末慰問金支給世帯によるものということですが、その中身的なことをちょっと教えていただきたいのですが、生活保護世帯を除く低所得者世帯というようなお話でしたが、もう少しその慰問金を支給する世帯の基準を教えていただきたいと思います。

議長(西尾寿之君) 宮沢保健福祉部次長。

保健福祉部次長(宮沢勝己君) 今回福祉灯油にかかわって補正予算をお願いしているわけですが、補正額 142 万 4,000 円の内訳について御説明させていただきます。

今回、対象世帯が 104 世帯ということで支給内容につきましては一世帯につき灯油 200 リットルということでございます。それで、灯油一世帯あたり 200 リットル掛ける 104 世帯でトータル 2 万 800 リットルになります。そこから、1 月 10 日に土別灯油部会の方から 3,000 リットルの寄附がございましたので、その 3,000 リットルを引きますと 1 万 7,800 リットルになります。この 1 万 7,800 リットルに単価を掛けてということでございますけれども、昨年 12 月の灯油単価は市内の小売価格で 73 円 30 銭でしたけれども、今月に入りましてから全国的な寒波、または大雪というようなことで灯油の需要も伸びたということで、今、市内の 1 月 23 日現在の灯油小売価格につきましては 77 円 70 銭となっております。今後も値上げもある程度予想されるというようなこともございまして、灯油部会の方からいろいろお聞きしているところでございますけれども、一応単価につきましては 80 円で積算をしております。それで、1 万 7,800 円掛ける 80 円で 142 万 4,000 円の補正ということでお願いしたところでございます。

それから、歳末助け合い慰問金支給対象世帯の選定基準なんですけれども、これは社会福祉協議会、それから民生委員さんにもお聞きしたんですけれども、選定基準の明確なものについては特に決まったものはないということでした。そこで、各自治会から出ている民生委員さんが日頃の地域活動の中から生活保護は受けていないがボーダーラインにいる要保護世帯、この方を歳末助け合い慰問金の支給対象世帯として社会福祉協議会に報告し、決定を受けた世帯というふうに聞いてございます。生活保護世帯につきましては、この慰問金の対象世帯から外すということで聞いております。以上でございます。

議長(西尾寿之君) 他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第4、陳情第2号 住民税の引き下げを求める陳情について、陳情第3号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情について及び陳情第4号 介護保険料の引き下げを求める陳情について、以上3案件を一括議題に供します。

民生福祉常任委員長の報告を求めます。池田 亨委員長。

民生福祉常任委員長（池田 亨君）（登壇） ただいま議題となりました陳情第2号 住民税の引き下げを求める陳情について、陳情第3号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情について及び陳情第4号 介護保険料の引き下げを求める陳情についての3案件に対する委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

経過につきましては、12月21日に委員会を招集して審査いたしました。出席者及び説明員につきましては、報告書に記載のとおりであります。結果につきましては、本陳情3案件については、陳情者より12月19日付で議長に対し陳情取り下げ申出書の提出があり、委員会で審議の結果、撤回を承認すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

陳情第2号から陳情第4号までの3案件につきましては、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号から陳情第4号までの3案件については撤回承認と決定いたしました。

議長（西尾寿之君） 次にお諮りいたします。

土別6小中学校シックハウス物質濃度測定について、斉藤 昇議員から緊急質問の通告があります。この際、斉藤 昇議員の緊急質問に同意の上日程に追加し、発言を許すことに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、緊急質問に同意の上これを日程に追加し、発言を許すことに決しました。

28番 斉藤 昇議員。

28番（斉藤 昇君）（登壇） 平成18年第1回臨時会にあたり、お許しをいただきましたので緊急質問を行いたいと思います。

去る1月21日、北海道新聞の朝刊で土別6小中校シックハウス物質濃度、業者測定法を誤る。こういう見出しで2004年7月に6つの小中学校をシックハウスの測定をした、これに誤りがあったという記事が報道されて、私は非常にびっくりもしたところでもございます。そして、この中での誤り、これを知った教育委員会、昨年11月に業者側に問いただしたところ土別でも誤って

いたことを認めた、こう報道されてございます。昨年の11月と言えば、市議会の真っ最中でもあります。第2回の定例会が閉会したのは12月16日でございます。そしてこの議会は、閉会中あるいは開会中にも総務文教常任委員会でシックハウスの問題で陳情があがり、これの陳情の審査を精力的に進めていたところでもございます。しかし、そういった問題が教育委員会では明らかになっているにもかかわらず、市議会総務文教常任委員会になんらの報告もすることなく、この1月21日の新聞報道まで黙して語らず、そういう隠蔽の体質を取ってきたところに大きな問題があると言わざるを得ません。そこで、この2004年の小中6校の測定の経過。これについてまず明らかにしていただきたいと思うんです。

そして、この6校の測定に対する業者に対する委託契約の決定。何社を対象にして、委託契約を行ったのは何という業者に決定したのか。その業者はどのようなこれらシックハウスの測定にかかわって、これは旭川の業者だと思うんだけど、いや、札幌の業者ですか、と思うんだけど、どの程度の事業の実績があるのか。なぜ間違っただけでいるのか、この点も明らかにしていただきたいのであります。

さらに、教育委員会が事実をいわば把握した経過、11月、それはどのようにして経過を把握して、その後教育委員会でどんな議論をなされてきたのか。部内の協議内容についてもこの際明らかにしていただきたいのであります。そして、それら教育委員会での部内での検討結果、これらについても詳しく報告を願いたい。さらに、このシックハウスの測定については関係者が立ち会うことになっているけれども、これらについては誰が立ち会ったのか。立ち会いが行われたのかどうか、この点も明らかにしていただきたいと思うんです。

さらに、これらの測定結果を含めて保護者でありますとか、学校でありますとか、情報の提供を速やかに行わなければならない、こうなっているんだけどこの2004年あるいは2005年も測定しているけれども、これらの結果を保護者でありますとか、あるいは学校にどのような報告を行っているのかこの際明らかにしていただきたいと思うんです。

さらに、今回のこの測定の誤り、これについては学校当局、これらにもきちんと知らされているのか。そして今後の対策についても、きちんと学校当局にもわかっているのか。この点はいかがでしょう。特に、旭川でもいわば測定結果に誤りがあったということで、この冬休みには旭川では検査を行っている。そしてさらにその検査は今年の7月、8月に再度検査を行うという約束を業者としているそうだけれども、土別はどのようになっているのでしょうか。

さらに、委託契約の中身。どのような委託契約が結ばれたのか。誤りがあったということは、委託契約に違反する問題ではないかと思うんだけど、旭川は委託契約の全額返還、こういうことも報道されているけれども2004年に行った、この誤った測定、これに対して委託契約の違反として金額の返還、あるいは旭川は2ヵ月の業者の指名停止、こういうことも行っているけれども土別はどのように対処されるのか。この点も明らかにしていただきたいと思うのであります。

さらに、この測定の誤りはNPO法人によって知らされたと聞いておりますけれども、このNPO法人と市との関係、あるいはNPO法人に対する対応はどうであったのか。どの程度お話がなされて情報の提供がなされたのか。この点も明らかにしていただきたいと思うんです。

さらに、私は市のいわば全セクションに関わる問題、これは単に教育委員会だけの問題ではないというふうに申し上げますけれども、特に教育委員会でもNPO法人からこれらの事実が知らされても一係の問題として、一係が業者との話し合いをしながらいろいろと業者に聞いた。しか

し、問題はなかったと言われてああそうですかと。それからさらにまた、NPO法人からそれであれば、旭川では問題起こしているわけだから土別で行った形式はなんなのか、検査機器の。そうやってそれを問いただしたところ結局は間違っていたと。そういう誠意のない対応であったと言わざるを得ないのであります。一係がそれらの対応をしていながら課長、部長、そして教育長までそれらのことがあがってきて、いつから論議がなされるようになったのか。私は、これは本当に事故がなかったからと言って喜ばれる問題ではなくて、本当に横のつながりを駆使して、市にはこのシックハウス対策委員会と言いますか、協議会と言いますか。これを横断的につくっているではありませんか。いち早くそういう問題をこの協議会の中でも話をして、それを全市のものにする。全職員のものにしていく。そういう対応がなぜなされないのか。私はこの点は本当に全職員が心してそれらにあたっていく。そういうことを教育長をはじめとして、上の人間がそういう体制をつくりきれていない。これでは、市民の皆さん方が市政に対する信頼を寄せなくなるでしょう。あるいは、市政の進展も滞っていくでしょう。この今度の測定の誤りの論議を教訓にしながら、これからどう市政を切り盛りしていけるのか。あるいは教育行政を行っていかれるのか。この際、明確な答弁を求めて質問を終わるものであります。 (降壇)

議長(西尾寿之君) 朝日教育長。

教育長(朝日 保君) (登壇) ただいまの土別小中学校のシックハウス物質測定にかかわりまず緊急質問に対しまして、私から総括的な御答弁を申し上げまして、細部にわたりましてはそれぞれ担当から御答弁をさせていただきたいと思っております。

最初に、経過についての御報告でございます。土別市内の小中学校の化学物質の測定につきましては、国の学校環境衛生の基準に基づき、平成15年から18年度までの4年計画で各学校の教室等で空気中の化学物質濃度の測定を実施してきたところでございます。ただいま御質問にありました16年度の測定につきましては、土別小学校、土別西小学校、土別南小学校、上土別小学校、上土別中学校、土別中学校の6校が測定の対象となりまして、7月10日から18日の期間で旭川の業者に委託し実施いたしましたところでございます。測定の内容につきましてはホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物で、採取方法は吸引方式と拡散方式がありまして、委託業者において測定方法や使用する測定機器が異なりまして、8時間で済む器具と24時間必要な器具があります。今回のケースは、ホルムアルデヒドの測定におきまして拡散方式で使用した器具が24時間必要であったものが、業者が誤認して8時間で実施してしまったものであります。先日21日の北海道新聞社の記事の中で11月に業者に問いただしたと記事にはありましたが、その後再調査いたしまして取材の際に担当者の記憶があいまいなことがありましてそのような報道になりましたが、その後再調査をし、資料等を調べました結果12月7日に旭川市の状況が知らされたところでございます。そこで、12月7日に旭川のNPOから、旭川市において委託業者が採取時間を24時間で実施すべきところを8時間で行った。土別の委託業者の測定器具はどこなのかと問い合わせがございまして、その後委託業者とのやりとりの中でこの問題について委託業者に問い合わせたところ、前年度行われました16年度は問題がないという返答を得て私どもも安心しておりましたが、再度採取する器具の型番についても調査するよう求めましたところ委託業者から返事がまいりましたのが12月19日でありまして、使用した採取器具については24時間仕様となっており、そのとき初めて間違いであったことを認め陳謝してきたところでございます。その時点では再測定の話はされましたが、通常ホルムアルデヒドの測定は夏の期間でないとな正確な数値が出ないというために18

年の夏に再調査を実施する方向で協議することと担当といたしたところでございます。12月末にこのことにつきましては、NPOの話し合いの中で詳細に報告するとともに再測定する旨の回答を行ってきたところでございます。教育委員会といたしましては、内部協議をする中で今後の対応について検討いたしました。測定方法の誤りを直ちに各学校に連絡すべきところでしたが、委託業者が旭川市との対応に追われなかなかこちらとの具体的な打合せがままならず、学校への経過及び内容の説明は冬休みということもありまして年明けの1月20日にいたし、時期が遅れたことは事実であり大変反省しているところでございます。その後1月20日に旭川市への対応が12月29日付の旭川の地方版の新聞により明らかになりまして、全額返還等の情報もありましたので業者と再度連絡をとりまして旭川市同様の委託料の返還や再検査について確認をいたしましたところでございます。私といたしましては専門の業者ということで正しい数値ということでとらえておりましたが、業者の誤認の報告がなされたと聞いて非常に残念に思っておりまして、大変遺憾に感じているところでございます。このような問題につきましては御意見にございましたとおり、子ども達への健康等の配慮が必要でありますし、また本来でありましたら、速やかにシックハウス対策会議等において協議すべき事項でありましたが、情報収集が不十分であり対策が遅れましたことは誠に申し訳なく、さらに部内、課内での意思疎通や共通認識にも欠けた部分があったことを深く反省しているところでございます。今後におきましては委託業者と採取器具の性能や測定時間の一層の確認をするなど今後このようなことがないように再発防止に万全を期すとともにシックハウス対策会議での協議や部内、課内体制の強化を図りながら児童生徒等の健康的で快適な学習環境の確保と安全管理の徹底を図ってまいりたいと存じます。以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。 (降壇)

議長(西尾寿之君) 佐々木教育部長。

教育部長(佐々木文和君) (登壇) まず、委託契約の業者の関係についてお答え申し上げたいと思いますが、委託業者につきましては旭川のNS環境科学というところでございます。この部分につきましては、私ども平成15年、16年、17年、18年という計画の中で環境衛生の部分をやろうという考え方をもっておりますが、この業者については平成16年だけを委託をしたという状況になってございまして、業者との関係ということでございますが、特に今のところはございません。それで、まず担当者が誰が立ち会ったのかというふうな御質問であったかと思いますが、まず委託契約を決めた時点で学校にまいりまして、そのポイントを業者と打ち合わせをさせていただくことになっております。それで、その担当につきましては主査がまいりまして現地で業者と打ち合わせをし、終わった後にも再度ですね、業者と間違いがなかったかという部分については打ち合わせをさせていただいているところでございます。それで、この結果出てまいりませけれども、学校には16年8月2日に学校長宛に測定結果をもとにすべてお知らせを申し上げているところでございます。

あと、NPOの関係でございますが、先ほど教育長からお話がありましたが、もともとNPOさんについては私どもの方の関係で言えば、いろいろ陳情ですか、そういう関係も含めている今まであったわけでございますが、この関係につきましては12月7日にNPOの方から電話がございまして、旭川の方でそういった間違いがあったようだけれども土別の方はどうなのかというふうなお話がございまして、私どもも即、担当職から業者の方へ問い合わせた結果、土別については17年ではなく16年で調査をいたしているの、まず間違いはないというお話でござい

ましたけれども、その後何度か打ち合わせをさせていただきまして、担当者から中旬に土別の場合については柴田科学の使用を行っているので問題はないという回答でございましたが、私どもとしてはこの部分についてはいろいろな型式の中で使うという部分がございます、再度詳細に調査をしてほしいということをお願いしまして最後の12月19日なんですが、この部分について業者がホルムアルデヒドについては本来24時間でやらなければならないところを8時間でやったということで間違っていたと。旭川と同じような間違いをいたしたということで陳謝をいたしまして、これについては再度無料で行うというような確認をいたしております。その段階です、実は私ども教育委員会といたしましてもやはりこの問題については子供の健康ですか、そういうこと含めていろいろ協議をいたしましたけれども、現段階ではある程度旭川の対応だとかそういう関係もございましたので、そのあたりを十分見ながら今後対応していこうという形の中で現在に至ったということで大変遅くなったことを申し訳なく思っているところでございます。

委託契約の関係については、16年度の関係については入札ということで行ってございまして、この業者の最低価格の金額、35万4,900円で落札をいたしておりますのでこの金額の還付をお願いしたいということで業者に電話をかけて向こうの方の了解をとっている状況になってございます。以上でございます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から業者の指名停止についてお答え申し上げます。市が発注する工事または請負等の契約にかかわる事項は、土別市競争入札参加資格及び指名基準に関する要項に定められており、この第8条において指名停止基準に該当した場合は当該事業のあった日から2年間を超えない範囲で指名を停止することができることと定められているところであります。今回の業務委託につきましては、過失による粗雑な契約履行あるいは契約違反の指名停止基準に該当し、2週間から6ヵ月以内の指名停止が考えられるものでありますが、この決定に際しては土別市入札参加者指名委員会で審議されることとなっておりますので、今回の旭川市での例を参考にしまして十分協議し対応を図ってまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 齊藤 昇議員。

28番（齊藤 昇君）（登壇） 何点か再質問をしたいと思います。

ひとつは、私は意志の疎通の過程、論議の過程ですね。教育長はいったいこの事実をいつわかったのか。そして、教育委員会としてどんな論議をしたのか。それが、あるいは市長部局、市長のところにもまで届いて、ことの重要性が市役所内部のシックハウス対策協議会、これらの中でもいち早く論議がなされて18年度の政策に生かしていく、そういう議論がいつどんな形で行われたというのが私はどうしても重要だと思うんです。この今回の事件から教訓をどうつかむのかという問題なんです。情報の提供というのはいち早くなされなければなりません。私ども議会の総務文教常任委員会としてもこの後この問題はただ単に放置しておくわけにはまいりません。正規の常任委員会を開いて、これらの釈明やことの経過もお聞きをしなければならぬ、そういう重要な問題だと私ども考えているんです。そういうことなんかも考えますと、教育長でありますとか、特に市長。行政のトップにある市長のところにもまでこういう問題が速やかに届いていくというのが市政の舵取りを誤らさない、そういう道だと考えるわけだけれども、私は細々したことはこれ以上申しませんが、この際最高責任者の市長としてのお考えも承っておきたい。その

前に教育長がどうかかわって、ただ単に 1 人の職員が業者に電話で連絡をしてなんでもなかったとかあったとかいうのではなく、そういう行政に対する問題が起こったときにはすぐ課長でありますとか部長でありますとか、そういうふうにあがってくる体制を今後きちんとしていくべきだと思うんだけど、何かどかんと出たときに謝ればいいという問題ではなく、常日頃からそういうことを考えていくべきだとそう強く私は思うところでありますし、この辺についての答弁も求めておきたいと思います。以上で再質問を終わります。 (降壇)

議長(西尾寿之君) 朝日教育長。

教育長(朝日 保君) (登壇) ただいまの再質問に対しまして御答弁させていただきます。実は私も誠に残念だったのですが、この話を聞きましたのは先日道新の取材があった時点でございます。常日頃からそういう小さな問題でも発生した場合は、常に小さな問題でもですね。発生した場合は常日頃から部内で協議し、そして全体の中で考えて対策を考えていこうということをモットーにしておりましたが、本当に私の不徳といたすところでございまして、それが担当の段階でいろいろ協議がなされていたということは事実でございまして、今後管理職会議等を通じて十分指導の徹底を図って、2度とこのようなことのないように行ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。 (降壇)

議長(西尾寿之君) 田苅子市長。

市長(田苅子 進君) (登壇) 責任ある市長の立場としても黙って座っておれないだろうというきつい私は御質問承って先ほどから聞いておりました。まことに今回の事案については残念だという一語に私は尽きるのだと思います。それともう一つは、安全・安心がこれだけ言われている中で、自分たちの足元でこんなことまでがおきているのかと思ったら本当に遺憾という言葉がありますけれども、その言葉の表現を借りればまさにその言葉があてはまると思います。それと同時に、今、斉藤 昇議員からなぜもっと速やかにそういうことが庁舎の中で組織的に情報を共有できなかったのかという点が、強く教育委員会に対して指摘があったと私は思っております。私はそのことを聞いていて、よくほうれんそうということが言われますけれども、報告、悪い情報は一番最初にやっぱり報告というのは早くなきゃならん。それから、連絡、相談。いい情報というのはどうしても先に走りますけれども、私はそういったことこそ一番最初に役所の中に今までも組織的にいろんな議論をしてきたわけでありまして、その結果がこういう過去であったということについては、我々はいち早くそれを理解をしてこんなことがまさにならぬように、それから前後左右を見ながら今後どうしていくのか。役所の中できちっとやっぱりけりをつけておく必要があったと。その点については私を含めて大変申し訳なかったと、この際陳謝申し上げます。 (降壇)

議長(西尾寿之君) これをもちまして緊急質問を終結いたします。

議長(西尾寿之君) 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

平成 18 年第 1 回臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労様でした。

(午後 3 時 16 分 閉会)